

「須坂市水資源保全条例改正骨子案」に対する意見書についての回答

パブリックコメントを実施した結果、お一人の方からご意見をいただきましたので回答します。

ご意見・ご提案	市の考え方等
<ul style="list-style-type: none"> <li>・二度と戻らない自然の水資源は当然保全措置のため最小限と考えるべきではないでしょうか。特に営利を求める企業については相当な使用料を付加することを確約してもらいたいです。</li>   <li>・ふるさとの地下水に及ぼす影響は必至でやがて枯渇に進んでしまうことでしょう。</li>   <li>・人の理性に任せて自然を守ることは不可能の現実があります。どうか、限りある郷土の地下水脈の保全に関しのちの人々が懺悔（ざんげ）の念を抱くことがないようせつに要望します。</li> </ul> <p>(長文でのご意見のため、主要部分のみ一部抜粋しました。)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新たな条例においては、地下水涵養をしていくため、効率的な地下水の利活用と保全に努めるよう規定しています。また、地下水の使用料の徴収については「須坂市地下水保全・利活用計画」にも明記してある通り、地下水の保全に努めるとともに持続可能な活用を図ることで、地域産業の活性化や経済の発展により市民の快適な生活環境を確保していく観点から、現時点においては予定しておりません。</li> <li>・地下水の揚水量が多い、許可を必要とする新規及び揚水量等の変更を行う地下水採取者については、揚水試験等の科学的な調査、限界揚水量の80パーセント以内での運用や地下水の水位測定を義務付けること等により地下水が枯渇するような事態にならないよう努めてまいります。なお、前述いたしました「須坂市地下水保全・利活用計画」において、今後、10年間は須坂市全体の年間採取量の上限を1,000万立方メートルと定め、市全体の揚水量も監視してまいります。(この上限値については、現在の地下水涵養量が1,624万立方メートルであり、県が実施した調査2009年土地利用データ等を基に算出した2015年長野県水資源分析シートで示されている地下水取水量が、1,218万立方メートルであることをふまえ、1,000万立方メートルとしました。なお、参考値ですが須坂市全域及び高山村の水収支としての地下水涵養量は、8,207万立方メートルとなっています)</li> <li>・市で実施する地下水位等の測定や事業者からの報告等によるデータの収集に努め、データがある程度蓄積された時点で検証を行っていく予定で考えております。</li> </ul>